

1 計画改定の趣旨

- ・ひとり親家庭は仕事と子育てをひとりで担い、様々な課題を抱えていることから、仕事や生活全般に係る総合的な支援が必要
- ・こども大綱（R5.12閣議決定）では、総合的な支援に取り組むとともに、**こどもへの生活・学習支援、相談体制の強化**が示された。
- ・R8.3をもって現行計画の計画期間（R3～R7年度）が終了するため、今回計画改定を行う

位置付け：母子父子寡婦福祉法第12条に基づく計画
（県こども計画の部門計画）
計画期間：R8～R12年度（5年間）

2 令和6年度実態調査から把握された現状と課題

（ ）内の値は、前回（令和元年度）調査

	世帯数	ひとり親世帯 になった理由	就業状況	就業状況				養育費の受領状況	平均年間収入 〔回答者自身の収入〕
				正規の職員・従業員	自営業	派遣社員・契約社員	パート・アルバイト		
母子世帯	7,870世帯 (8,613世帯)	離婚81.6% (87.9%) 未婚 9.6% (8.3%)	94.4% (94.5%)	44.6% (38.0%)	5.2% (5.1%)	13.3% (18.8%)	30.4% (36.7%)	42.7% (35.7%)	245万円 (185万円)
父子世帯	775世帯 (967世帯)	離婚77.2% (87.1%) 死別19.0% (12.9%)	95.1% (95.7%)	62.9% (61.3%)	19.5% (18.7%)	4.6% (8.7%)	7.5% (8.7%)	10.1% (7.5%)	391万円 (292万円)

相談相手がない割合
母子世帯 約1割
父子世帯 約3割

自身の年収200万円未満
母子世帯 約4割
父子世帯 約2割

未就学・小学生の子がいる割合
母子世帯 約5割
父子世帯 約3割

養育費を受領している割合
母子世帯 約4割
父子世帯 約1割

お子さんに関する悩みごと
教育・進学 約7割（母子・父子とも）
しつけ 約2割（〃）

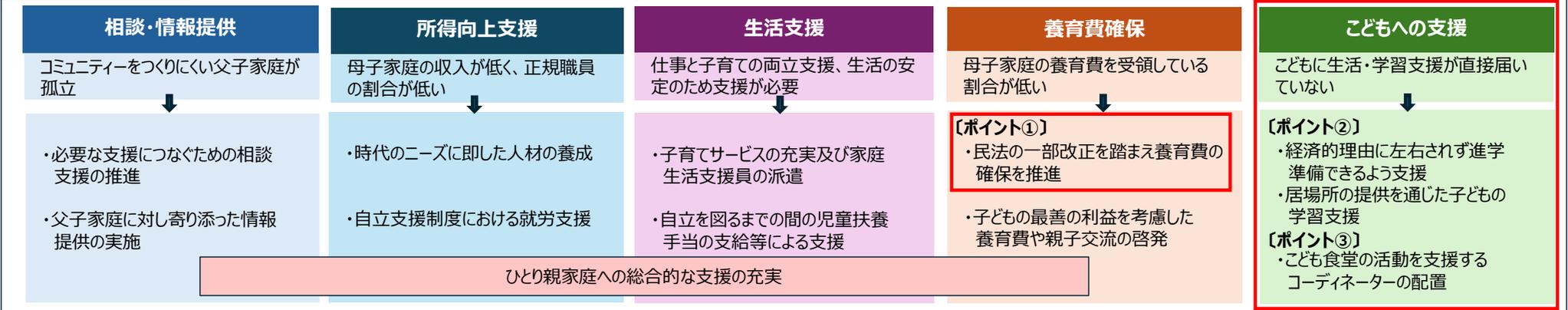
3 基本理念

「ひとり親家庭等が自立し、子どもたちが健やかに育つ環境づくり」

計画改定のポイント：ひとり親家庭への総合的な支援に加え、こどもに直接届く支援に注力する

- ①子どもの権利である養育費の確保の推進 ②学習支援の実施 ③民間団体を通じた生活支援の推進

4 基本目標



5 計画の取組指標

悩み事の相談相手を希望し、相談相手がいる割合
母子 85.6%→100%
父子 72.0%→100%

母子家庭の所得向上を推進する観点から取組指標を検討中

希望した時期から保育を利用できなかった子育て当事者の割合
4.5%→0%

養育費の受領を希望し、文書により取り決めている割合
母子 54.8%→80%
父子 40.4%→60%

こどもの貧困の連鎖を防止する観点から取組指標を検討中